

## 第2回 南魚沼市子ども・子育て会議 議事録

日 時	平成 26 年 8 月 27 日 13:30 から
場 所	南魚沼市役所 2 階 大会議室
参 加	委 員 14 名（欠席：高橋、中井、阿部） 事務局 10 名（子育て支援課、学校教育課、子ども・若者育成支援センター）
議 題	（1）子ども・子育て支援に関するニーズ調査について（資料 1） （2）子ども・子育て支援新制度に関する条例等の基準案について（資料 2） ① 特别的教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（案） ② 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（案） ③ 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（案） ④ 保育の必要性に関する基準（案）

### 1. 開会(上村子育て支援課長) 13:30～

・会長が欠席のため大津副会長より会長を代行して会議の進行をしていただくこととする。

### 2. 委員紹介

・前回欠席の西野委員、魚崎委員、坂西委員よりあいさつ。

### 3. 子ども・子育て支援に関するニーズ調査について(資料1)

—資料についての説明（牛木主幹）—

・前回会議では小学生用の調査票を郵送としていたが、学校を通じて配布・回収する

問 1) 回収率はどれくらいを目指しているか。

答 1) 保育園や小学校を通じて配布・回収するので、魚沼市と同様に 80%位の回収率くらいになれば良いと考えている。

問 2) 調査票 p.2「保護者の就労状況について」は祖父母が療育している場合や片親の場合の書き方はどうするのか。祖父母の療育や（里親など）預かっている場合は回答しないという事で良いのか。

答 2) ひとり親については該当する方だけにお応えしていただくという事で説明文がある。両親ともいない場合に（この設問は）国から指定されている設問なので、父親・母親について集計するという事で考えているが、変更できるかも含めて県に確認をした上で対応する。

問 3) 9月1日配布ということだが、修正はいつまでなら間に合うか。

答 3) 既に印刷をしているので、修正しなければならない時は、後で追加で配布する形になる。

#### 4. 特的教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準(案) (資料2)

—資料についての説明（牛木主幹）—

- ・ 該当部分の最後に用語の解説が載っている。
- ・ 参酌すべき基準について委員会で検討してもらうが、当たり前のことを言っているものがほとんどで、市の基準が国の基準を下回っている部分はないので、国の基準に従うことを基本としたい。

問4) 参酌すべき基準の中で、特に検討すべきところを示してもらえるとありがたい。

答4) 目を通してもらうと当たり前のことばかりなのですが、子ども・子育て会議の中で決めるように指示されている。会議で決まっても財政の問題ですぐに実施できるかはわからないが、それに市独自の上乗せでやれるものがないかなどを検討してもらいたい。

#### 5. 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(案) (資料2)

—資料についての説明（高橋主幹）—

- ・ No, 5 設備の基準、No, 6 児童数、No, 14 開所時間についても適合できない部分があるので検討したい。No, 5 の基準については、約半数が基準を下回っている状況で、予算的なこともありすぐにはすべて対応できないので、経過措置などを考えたい。

問5) 現在40人以上で運営している施設はどのようにしているのかを基準に盛込んでいくことで人数基準を考えられるのでは。

答5) 特に六日町・北辰小学校で通年・長期利用を併せると100人程度の利用者になっているので、長期休暇中は学校の教室を借りて分けてやっているが、通年利用も増えているので施設の整備をし、人数を分けて実施することも考えていかなければいけない。利用者の不利益にならないように配慮したい。

問6) 開所時間について「1日3時間」というのは国の基準か。現在は子どもを受入れる前の準備時間も含めて保障してもらっているのはどうなるのか。

答6) 国の基準。最低3時間なので多い分には構わない。

問7) 開所時間について「小学校の休業日」は日曜祝日も含まれるのか。その場合は職員の就労についても考えなければいけないが、指導員不足の折に少人数に分散できるのか。

答7) 祝祭日も含むかははっきりしないので確認をします。「祝祭日も含む」ということであれば検討の余地はあります。職員の給与体系までは考えていません。国からの補助金が出ず、市単独で実施しなければいけないので、学校の空き教室利用を含めて施設の供給を考えます。職員不足については労働時間が短時間かつ夕方ということで難しいですが、検討する。

#### 6. 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(案) (資料2)

—資料についての説明（牛木主幹）—

- ・ 基本的にどの事業も0～2歳を預かる事業

- ・現在南魚沼市内では実施がないが、今後申請があった場合のために基準を作成する。
- ・職員の配置、資格、面積基準について説明

問 8) 事業所内保育所は現在、何カ所か。

答 8) 病院に 3 カ所と地域振興局の中に 1 つ。

⇒なかば保育園(越南会)、キンダーガーデン(斉藤記念病院)、ゆきんこハウス(ゆきぐに大和病院)、愛あい(地域振興局)

## 7. 保育の必要性に関する基準(案)(資料2)

—資料についての説明(牛木主幹)—

問 9) 現在は就労証明をもらえば入れるという状況だがその辺との兼ね合いは。

答 9) 保育の必要性の認定の申請書に就労時間等を書く欄を設けて判定していきたい。

問 10) 現在の保育所は祝祭日は開園されていないが、国の考えとしては「原則として正月以外は開けなさい」という考えだと思うが、市の考えとしてはどうか。

答 10) ニーズ調査によって必要量を測って、どのように休日保育が実施できるかということとは要検討だと思う。

問 11) 優先利用について優劣の基準の解釈はどう考えるのか。仮に定員を超えた場合の優先順位をある程度決めておかなければいけないと思うが。

答 11) 今まで厳密に順位付けはせずにできるだけ受け入れるようにしてきたが、大きな市町村では点数付けをして点数の高い人から入所させているので、そこは検討しなければならない。

問 12) 就労加減時間に満たなかった場合のペナルティはあるのか。どこまで市が認定を厳格に実施するのか。64 時間という基準については事務局が色々考えたということで妥当と思うが、ニーズ調査を実施する中で決めることで良いのでは。

答 12) 途中で確認は難しいので入所申込した時の状態で判断するしかない。逆に就労時間が長くなった場合は変更の申し出をしてもらうことになる。64 時間の基準については、ニーズ調査後に決めるにしても、反対意見等があればこの場で言ってもらいたい。

## 8. その他(上村課長)

- ・第 3 回会議を 10 月 1 日(水) 13:30 分より市役所大会議室で開催します。
- ・議事内容は「ニーズ調査の速報」「保育料の利用者負担」「学童保育について」を予定しています。

## 9. 閉会 14:51